

令和6年3月20日

利用者様各位

ひかりケアステーション
管理者 古谷 倫祥

処遇改善加算の一本化と算定率変更のご報告

[令和6年6月改定] (介護保険)

令和6年度報酬改定により、令和6年6月1日から、福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定することとなりました。これは旧来の処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ処遇改善加算を制度改正により一本化した後の加算です。

引き続き、サービスの向上に努力してまいりますので、何卒ご理解のほどよろしく願います。

記

【算定加算】

算定加算 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ
加算率 利用料に24.5%の上乗せ (5月分迄は22.4%)
算定開始 令和6年6月1日

【各サービスに係る利用料及び利用者負担額】

『重要事項説明書（訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業）別紙：利用者負担額と利用料金について』を参照

以上